

(平成 30 年度福岡市・九州離島広域連携事業)

Re 島プロジェクトプロモーション事業業務委託

提案競技実施要項

福岡市・九州離島広域連携協議会

[資料]

- 資料 1 Re 島プロジェクトについて
- 資料 2 提案競技に係る評価項目・評価基準

[様式]

- 様式 1 提案参加申込書
- 様式 2 提案競技質問書
- 様式 3 同種又は類似業務の実績表

1 目的

対馬市，壱岐市，新上五島町，五島市，屋久島町は，九州最大の都市である福岡市から直行便が就航していることを活かして，福岡市を訪れる観光客を取り込むこととし，福岡市は各離島が持つ独自の魅力を活かして，福岡観光の多様化に繋げることとして，福岡市・九州離島広域連携協議会を設立し，共同で観光プロモーションや観光人材の育成等に取り組んでいる。

本事業では，離島の集客が減少する冬季から，気候が暖かくなる春休みや行楽シーズンのゴールデンウィークに向けて，福岡・九州，首都圏などを対象に来福・来島を促進するPRを実施するものである。

2 委託名称

Re島プロジェクトプロモーション事業業務委託

3 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

4 提案限度価格

7,590,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限

5 提案内容

上記の目的や下記の特記事項，別添の資料を踏まえた上で，メディアプラン及びコンテンツデザイン等を提案してください。

【特記事項】

- ① 国内市場向けの広報として，福岡市を経由した各離島への送客や宿泊増を促進するプロモーションの取り組みを提案すること。当該取り組みに関する予算は，消費税及び地方消費税相当額を含み3,990千円を上限とする。なお，ファムツアーやイベントの実施は不可する。
- ② 福岡市及び各離島の観光情報を発信するとともに，宿泊予約サイト等へのポータル機能を有するサイト「Re島ちゃんねる」の認知度向上・PV数増に繋がる取り組みの提案は必須とすること。当該取り組みに関する予算は，消費税及び地方消費税相当額を含み3,600千円を上限とする。
- ③ 提案書には，ターゲットとする地域や性別，年代などの設定根拠や取り組みの効果など提案理由を記載すること。
- ④ ポスター，チラシ，動画，バナー，雑誌等の紙面掲載など，プロモーションに必要なツールを制作する場合，そのデザインや構成，項目，内容等及び制作数（印刷，発行部数など）や露出先（掲出，配布，放映場所など），露出回数（表

示、放映回数など)も提案すること。

なお、制作物には、協議会が提供するメインビジュアルを使用すること。メインビジュアルは、平成30年12月10日(月)の説明会において提供するもの。

- ⑤ 取材、ライティング、撮影、編集、イラスト書き起こし、印刷、掲出、送付・配布、表示・放映など、ツールの制作から露出に至る一切の業務は、当該委託の範囲内で行うこととし、経費は見積書に含めること。
- ⑥ 提案書には、制作物に伴う文章や写真、動画、イラストなどの著作権等の取り扱いについて記載すること経費も見積書に含めること。
- ⑦ 提案書には、実施体制(本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者が分かる体系図)、スケジュールを記載すること。

6 スケジュール

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 募集開始 | 平成30年12月3日(月) HP掲載 |
| (2) 説明会出席申込 | 平成30年12月7日(金) 17時まで(Eメール) |
| (3) 説明会 | 平成30年12月10日(月) 提案競技の参加希望者は要参加 |
| (4) 質問締切 | 平成30年12月12日(水) 17時まで(Eメール/持参) |
| (5) 質問回答 | 平成30年12月17日(月) 17時(Eメール) |
| (6) 参加申込締切 | 平成30年12月19日(水) 17時まで(郵送/持参) |
| (7) 提案締切 | 平成31年1月7日(月) 17時まで(郵送/持参) |
| (8) 審査 | 平成31年1月8日(火) ~ ※書類審査のみ |
| (9) 事業者決定 | 平成31年1月14日(月) 17時予定(Eメール) |
| (10) 契約締結 | 平成31年1月17日(木) 予定 |

7 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、福岡市・九州離島広域連携協議会(以下、「協議会」という。)の構成自治体である4市2町(福岡市、対馬市、壱岐市、新上五島町、五島市、屋久島町)から競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、協議会の構成自治体である4市2町(福岡市、対馬市、壱岐市、新上五島町、五島市、屋久島町)の競争入札参加停止等措置要領等に規定する措置要件に該当しない者であるこ

と。

- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、協議会の構成自治体である4市2町（福岡市、対馬市、壱岐市、新上五島町、五島市、屋久島町）の競争入札参加停止等措置要領等に規定する措置要件に該当した場合又は提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

8 説明会

日時：平成30年12月10日（月）10時～11時予定

場所：福岡市役所15階1504会議室

提案競技に参加を希望する事業者は、必ず出席してください。出席していない事業者は、提案競技に参加することはできません。

なお、出席する事業者は、12月7日（金）17時までに、「17 問い合わせ・提案提出先」に「R e 島プロジェクトプロモーション事業業務委託」提案競技説明会参加希望の旨及び事業者名、出席人数、担当者、電話番号をEメールで連絡してください。

なお、各事業者の出席は2名までとし、提案競技実施要項及び付随資料は持参してください。

9 質問書の提出

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、平成30年12月12日（水）17時までに提案競技質問書（様式2）に記載のうえ、「17 問い合わせ・提案提出先」宛にEメールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

質問に対する回答は、とりまとめた上、説明会出席事業者に12月17日（月）17時を目途にEメールで送信します。

10 参加申込

参加を希望される場合は、参加資格を確認し、下記のとおり参加申込書を提出してく

ださい。

(1) 提出書類

提案参加申込書（様式1）

(2) 提出期限・提出方法

平成30年12月19日（水）17時までに、「17 問い合わせ・提案提出先」宛に
郵送（必着）又は持参してください。

※郵送の場合については、特定記録又は簡易書留で送付してください。

(3) その他

提案参加申込書を提出していない事業者は、提案競技に参加することはできません。

11 企画提案書等の提出について

提案競技の参加者は、企画提案書（以下、「提案書」という。）を提出してください。

(1) 提出期限 平成31年1月7日（月）17時まで

(2) 提出方法 郵送（必着）又は持参

※郵送の場合は、下記の送付先に、特定記録又は簡易書留で直接送付してください。

	協議会構成自治体 担当部署	担当	送付先	送付数
1	福岡市 経済観光文化局 観光ブランド推進課	坂井	〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所 14階 電話 092-711-4355	正1部 副3部
2	対馬市 観光交流商工部 観光商工課	犬束	〒817-0022 長崎県対馬市厳原町国分 1441 電話 0920-53-6111	副1部
3	壱岐市 企画振興部 地域振興推進課	市山	〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 562 番地 電話 0920-48-1137	副1部
4	新上五島町 観光商工課	八田	〒857-4495 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 電話 0959-53-1131	副1部
5	五島市 地域振興部 観光物産課	竹中	〒853-0015 長崎県五島市東浜町 2-1-1 電話 0959-74-0811	副1部

6	屋久島町 商工観光課	坂本	〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 1593 電話 0997-43-5900	副 1 部
---	---------------	----	---	-------

(3) 提出書類

下記①から⑦までの書類を提出してください。

なお、①から④については、協議会の構成自治体である4市2町（福岡市，対馬市，杵岐市，新上五島町，五島市，屋久島町）のいずれかの自治体で「登録業者名簿」に登録されている事業者は提出不要です。登録されていない事業者は提案書等と併せて提出してください。

①から④の送付先は、福岡市とします。

【登録業者名簿に登録されていない事業者が提出するもの】

- ①会社概要（事業概要が分かるパンフレットでも可）：1部
- ②法人税，消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明：1部
- ③4市2町（福岡市，対馬市，杵岐市，新上五島町，五島市，屋久島町）の市町税に係る徴収金に滞納がないことの証明：1部
※4市2町に事業所がない場合は，本社所在地の市町村が発行する証明
- ④法人登記簿（現在事項全部証明書）：1部

【全ての事業者が提出するもの】

- ⑤事業提案書：正1部，副8部
 - ・提案者は、「5 提案内容」を十分に踏まえた上で，下記事項に従い提案書を作成してください。
 - ・提案書の作成にあたっては，専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行う等，見やすく明確な提案書としてください。
 - ・提案書のページ上限は，20 ページ以内（表紙，目次，様式3を除く）とします。提案書はA4縦サイズ，左綴じとしてください。フォントは自由ですが，文字サイズは，図表中の文字を除き，11ポイント以上としてください。
 - ・提案書の表紙の次のページは目次とし，提案書には表紙及び目次を除き，ページ番号を一連で付してください。
 - ・提案書の表紙は，あて名「福岡市・九州離島広域連携協議会」，標題「Re島プロジェクトプロモーション事業業務委託」及び「提出年月日」を記載してください。
 - ・提案書は，全般にわたって参加者名（企業名）が分かるような記述を一切しないようにしてください。ただし，提案書（正）については，提案者名（企業名）を記載し，代表者印を押印してください。

- ⑥見積書（本業務期間内に要する経費）：正1部，副8部

- ・様式自由、枚数制限なしですが、A4縦サイズとしてください。複数枚ある場合は、左綴じとしてください。
 - ・見積書は、参加者名（企業名）が分かるような記述を一切しないようにしてください。ただし、見積書（正）については、提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印してください。
 - ・本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額としてください。また、本業務遂行のための各自治体への交通費等についても見積額に含んでください。
 - ・経費の内訳については、できる限り詳細に分けて記載してください。なお、「4提案限度価格」に留意してください。
- ⑦同種又は類似業務の実績表（様式3）：正1部、副8部
- ・本業務と同種または類似業務の実績があれば必要事項を記入し提出してください。実績がない場合は提出不要です。
 - ・実績表は、参加者名（企業名）が分かるような記述を一切しないようにしてください。ただし、実績表（正）については、提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印してください。

（4）その他

- ・1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。
- ・提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- ・提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなします。
- ・契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。
- ・提案書等で使用する言語及び通貨は、日本語と日本国通貨とします。

12 選考

（1）審査

協議会が設置する審査委員会において、資料2「提案競技に係る評価項目・評価基準」に基づき提案書の内容を評価し、最も評価点が高い者を最優秀提案者（契約相手方候補）とします。

なお、本提案競技では書類審査のみ行い、事業者によるプレゼンテーションは実施しません。

（2）事業者決定通知

最優秀提案者の選考結果は、提案競技の参加事業者に平成31年1月14日（月）17時を目途にEメールで連絡する予定です。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の追加・変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、本事業の採択に関する審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、協議会との協議により、内容の変更を求められることがあります。

14 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 審査委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

15 契約

審査委員会での選定に基づき、協議会は最も優秀と認められる事業者を決定し、当該提案を行った参加事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

16 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) 提案内容を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、契約交渉者との協議のうえ変更することがあります。
- (5) この委託で制作された成果品は、協議会に帰属するものとします。

17 問い合わせ・提案提出先

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光ブランド推進課 担当：坂井，山崎
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号福岡市役所14階
電話番号：092-711-4355
Eメール：kankobrand.EPB@city.fukuoka.lg.jp